

港区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例

本案は、「旅館業法」の一部改正に伴い、事業譲渡により営業者の地位を承継する場合の手續の手数料を定めるものです。

【法改正の背景】

生活衛生関係営業等の事業活動を継続しやすくすることを目的として、事業譲渡により事業を譲り受けた者が新たに許可を受けることなく、営業者の地位を承継することができることとする改正が、旅館業法において行われました。

【条例改正の内容】

事業譲渡を受けた場合の地位の承継の承認申請手数料を定めます。

【施行期日】

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行の日